

## ヘイトスピーチ対策について法整備の拡充を求める意見書

ヘイトスピーチとは、ある個人や集団を人種（民族）、国籍、性、あるいは宗教などの属性で分類し、それを理由に差別、排除の意図をもっておとしめたり、暴力やひぼう中傷、差別的言動を公の場で扇動する行為である。これらの行為は、先進国は言うまでもなく、世界の多くの国で犯罪行為として処罰の対象となっている。

ところが、日本国内では「表現の自由」を理由に警察の道路使用許可を受け、合法的に何の規制を受けることなく行われているのが現状である。むしろ、このような差別行為に抗議する善良な市民の行動が妨害行為として過剰な規制を受けている。

平成26年8月、国連人種差別撤廃委員会は、日本のヘイトスピーチの現状を憂慮し、次のように最終見解を出している。

- ① 人種差別主義的暴力と憎悪扇動に断固として対処せよ。
- ② ネットを含むメディア上のヘイトスピーチへの適切な対処。
- ③ 差別行動を行う個人、団体を捜査し、適切な場合は現行法を適用し起訴せよ。
- ④ 憎悪扇動を流布する政治家の責任追及。
- ⑤ ヘイトスピーチの根本原因と人種差別撤廃に取り組むこと。

以上5点が日本政府に勧告された。

よって、政府においては表現の自由、言論の自由に配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策に法整備を含めた強化策を速やかに検討し実施することを要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年7月2日

大分県豊後大野市議会  
議長 小野 順 一

内閣総理大臣 様  
法務大臣 様